

直属教会・教区
担当者各位

輸送部 輸送二課

マイクロバス・ワゴン車などを利用してのおちばがえりについて

○レンタカー

- ・国交省のガイドライン（別紙）に基づいて借用、運行する
- ・借用時、保険の内容や適用範囲について業者に確認する
- ・車を借りる際には運転する可能性のあるすべての人の名前・免許証番号を申告する必要がある

○教会間や知人（旅館など）からの車の貸し借り：保険について

- ・借用する際に保険の内容や適用範囲をよく確認する
- ※大教会のバスを部内教会やそれ以外の教会などが借用して運行する場合、基本的には「異なる法人間での貸し借り」になるので、保険が適用されないことがある

○運転手への謝礼

- ・社会通念上、常識的な範囲とする
- ※プロのドライバーが会社からもらうような額にならないようにする
- ・運転を依頼した側が謝礼として渡すものなので、運転手から請求するものではない
- ※運転手から請求することで白バス行為になる

○運行にかかる諸経費の徴収

- ・乗車する人達から費用を徴収する場合は、運行にかかる諸費用（レンタカー代、ガソリン代、高速料金、駐車料金、運転手への謝礼など）を人数割りした程度とする
- ※大きく越える額を徴収すれば、営業行為と見なされることがある